

適確な政治資金監査を行っていただくために

○ 当委員会が定める「政治資金監査マニュアル」の確認

「政治資金監査マニュアル」に加えて、当委員会のホームページに掲載している「政治資金監査に関するQ&A」も適宜ご確認ください。

○ 「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」の活用

これらのチェックリストは、政治資金監査に関する研修テキスト（令和3年9月改定版）95ページ及び103ページに掲載されています。また、当委員会のホームページからダウンロードいただくこともできます。

また、同封の資料2「政治資金監査において生じやすい誤りの事例」、資料3「収支報告書の検算・突合に関して留意すべき点について」及び資料4「収支報告書の記載の確認について」も適宜ご確認ください。

○ 政治資金監査マニュアルに示す4つの記載例に従った政治資金監査報告書の作成

政治資金監査報告書は、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果に応じた4つの記載例を示しています。

また、この4つの記載例は当委員会のホームページからダウンロードいただくことができます。

○ 政治資金監査報告書の「安易な使い回し」の禁止

過去に作成した又は別の政治団体で作成した政治資金監査報告書のファイルを用いて政治資金監査報告書を作成する場合は、年の更新漏れや政治団体名などの記載誤りに十分注意してください。

○ 余裕のある監査日程の確保

政治資金監査マニュアルでは、「必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること」としています。

○ 政治団体に対する「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の使用の推奨

令和6年の政治資金規正法の改正により、令和8年から国会議員関係政治団体は総務省が無償で提供している収支報告書等作成ソフトを使用して収支報告書を作成することとなりますが、会計帳簿の作成についても「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」を活用し、日々の会計データを入力することにより、自動的に収支報告書等を作成でき、計算誤り等も防ぐことができます。

このソフトは、総務省が開設している「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のサイトからダウンロードいただくことができます。

疑問点は、政治資金適正化委員会事務局（連絡先：03-5253-5598）にお問い合わせ下さい。